

住宅性能証明書発行手数料

令和7年7月改定



株式会社確認検査愛知

【一戸建て住宅】

(税込) 単位:円

住宅の区分	申請対象	省エネ (断熱等級5以上 [結露除く] かつ 一次エネルギー消 費量等級6以上) ※2	バリアフリー (等級3以上)	耐震 (耐震等級2以上 または 免震建築物)
住宅の新築	当機関に当該住宅の【表1】-①のいずれかの申請があり、 設計審査を省略できる場合	44,000	44,000	48,000
	他機関の当該住宅の【表1】-①のいずれかの評価書又は通知書が あり、設計審査を省略できる場合(申請の際、書類の原本提示)	54,000	54,000	58,000
	当機関に確認申請の引受をしているもの	88,000 ※1	88,000	94,000
	他機関に確認申請の引受をしているもの	88,000 ※1	88,000	94,000
新築住宅の 取得	当機関発行の当該住宅の【表1】-②があり、 設計審査を省略できる場合	25,000	25,000	25,000
	他機関発行の当該住宅の【表1】-②があり、 設計審査を省略できる場合(申請の際、書類の原本提示)	25,000	25,000	25,000

※1. 在来木造・枠組壁工法以外の構造の一戸建て住宅で、省エネルギー性の場合においては、
上記手数料に50%を加算します。

※2. 令和5年12月31日までに建築確認を受けた住宅又は令和6年6月30日までに建築された住宅については
断熱等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上に該当することとします。

【共通】

- ・ 特殊な構造計算は、別途見積りとなります。
- ・ 建築基準法に基づく現場検査と同時に現場検査ができない場合、下記の地域の現場検査については、
現場検査回数ごとに遠隔地手当を加算します。26,000円/回(消費税込み表示)
豊川市・豊橋市・田原市・新城市・設楽町・東栄町・豊根村

【表1】

①	・ 設計住宅性能評価書等
	・ フラット35S設計検査に関する通知書
②	・ フラット35S適合証明書

・ いずれも省エネ性能基準、耐震性基準又はバリアフリー性基準に適合している場合に限りです。